産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都墨田区横川三丁目9番3号

氏 名 株式会社 環境整備 代表取締役 廣田 健史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴 木 栄

許可の年月日

令和 2 年 8 月11日

許可の有効年月日

令和7年7月3日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥 (大銀 年用製品) 業 乗物 と含む), ウ を油, エ 廃酸, オ 廃アルカリ, カ 廃プラスチック類 (石線全有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く), キ 紙くず, ク 木くず, ケ 繊維くず, コ 動植物性残さ, サ 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く), シ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く), ス がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。
- ※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない 種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・ 運搬できない。
- 2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年 7 月 4 日 新規許可 令和 2 年 8 月 11 日 更新許可

4. 積替え許可の有無 4・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

毎・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。